

平成 28 年第 7 回松阪市教育委員会定例会事項書

日時 平成 28 年 5 月 16 日 (月) 13 時 30 分

場所 松阪市教育委員会事務局教育委員会室

一般報告

議題

報告事項

- 1 松阪市教育委員会における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく職員の対応に関する要領の制定について P1～P12
- 2 松阪市松浦武四郎誕生地整備検討委員会委員の委嘱について P13～P14
- 3 松阪市松浦武四郎記念館運営審議会委員の委嘱について P15～P16
- 4 飯高 B & G 海洋センタープールの使用期間の変更について P17
- 5 平成 28 年度松阪市教育支援委員会委員の委嘱について P18～P19
- 6 平成 28 年度 4 月分児童生徒の問題行動等の報告について 別紙 1 (当日配布)

その他

- 1 平成 28 年度春の叙勲受章について
- 2 シャフルボード大会について

委員長 　ただ今から、平成 28 年第 7 回松阪市教育委員会定例会を開会いたします。

最初に前回の会議録の承認を行います。会議録は、事前に委員さんに送付されており確認をいただいておりますので、よろしければ署名をお願いします。

(委員全員の承認による署名)

委員長 　それでは、教育長から一般報告をお願いします。

教育長 　4 月 21 日から 22 日に出席をした第 26 回東海北陸都市教育長会定期総会並びに研究大会（高山大会）について、電子黒板を利用し写真等を映しながら報告。

委員長 　一般報告について、ご質疑はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 　それでは、今回は議案がありませんので、報告事項に入ります。報告事項 1 から 6 を事務局から説明願います。

(事務局説明)

委員長 　ただ今の事務局の説明に対し、ご質疑はありませんか。

委員 　松阪市教育委員会障がい者を理由とする差別を解消するための職員の対応に関する要領の制定についての質問です。

二つの大きな目的をお聞きいたしました。不当な差別の取り扱いの禁止と合理的配慮の提供です。特に合理的配慮の提供についてですが、障がい者に対する社会的障壁は、いたるところにあると思います。

特に別紙追記にある学校教育分野での 3 番目に合理的配慮の具体例が 4 項目あります。

学校にも障がい者に対する障壁が多いと思います。この追記にあるように学校の分野において、この障壁を一度、見直し、洗い直しを行ってこの 4 項目以外のことも含め、障壁を排除する方向へ持っていかれるような計画をお持ちかどうかお聞きしたいと思います。

実際に調べてみて、学校にそういう障がい者に対する社会的障壁があるのかなのか。どんなところにあるのか。

例えば、この 11 ページの 3 番の 2 番目ですけど、聴覚過敏の児童生徒のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減するとありますが、実はある中学校のあるクラスに聴覚過敏の生徒がいます。その椅子等の脚に緩衝材として、中古の硬式テニスボールをテニススクール

のほうから譲っていただいて、それを切って椅子等の脚に付けることで聴覚過敏の生徒が支障なく学業に励めるというような具体例を聞いております。

このようなこともありますので、各学校で一度、状況を洗い出していただいて、どこに何が必要かということ进行调查して、予算的な措置が必要な場合もあると思いますし、あるいは、いろいろな方々の篤志でいただけるということもあると思います。そのあたりのことを今後どのように進めていかれるかということをお聞きさせていただきます。

事務局

学校の方も日々、個々の障がいのある子どもたちの状況に応じて、いろいろな措置を行っております。

障がいの状況等は、日々で変わることもありますし、長期的にみても変化していくこともあります。そのような中、適宜学校の方で、個々に応じた対応を行っています。

委員

今回、このように要領が制定された機会に例えば、5月は集中して一度調査してみる必要があるのではないかと思います。適宜やっているということだけでは、中々、重点的に推進できないのではないかと思いますので、ある期間を設けてやっていただくことも必要かなと思います。

事務局

学校の方では、例えば、障がいのある子どもに対しまして施設面だけではなく、いろいろな授業のことや教材、教具のことについて配慮していく中で、他の子どもたちにとってもいい点があり、例えば、ユニバーサルデザインと言われますけども、教職員もユニバーサルな授業につながるというような認識で授業を行っていますので、そのようなことも含めて個々に対応する中で合理的な配慮を行っているものと思っております。

委員

積極的な推進をぜひともお願いいたします。

委員長

他にご質疑はございませんか。

教育長

ただ今の要領に関することについてですが、先日、松阪市特別支援教育振興会の総会があり、その挨拶の中で障害者差別解消法や要領に関わる場所についてお話しさせていただきました。

また、市の管理職研修会の中では、松阪市の要領について研修を受け、事業主が配慮していかなければならない部分、それから教育の中では、特にソフト面になると思いますが、特別支援教育が始まりインクルーシブ教育の中で、バリアフリーや学校アシスタントの配置や教材教具を開発して学校に配布することなどが、すべて合理的配慮にあたるのだと思います。

学校長にお願いしたのは、学校現場として、それらをうまく活かしながら、いかに活用していくのかという部分で合理的配慮を学校においてしっかり考えて行ってくださいというところをお話しさせていただきました。

今回、このような法律が施行され要領が策定されてましたが、教育の分野では、今まで進めてきた経過がありますので、今、山川委員が言われたようにハード面とソフト面の両面から合理的配慮につながっているかどうかというところを見るいい機会になっていると思いますので、しっかり進めて行くようにしっかり指導もしていきたいと思います。

委員長 他にご質疑はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご質疑なしと認めます。報告事項1から6は承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

委員長 ご異議なしということでございますので、報告事項1から6は承認いたしました。その他の事項で、何かございませんか。

(事務局よりその他事項の説明)

- ・平成28年度春の叙勲受章について
- ・シャフルボード大会について
- ・クラギ文化会館自主事業について
- ・中部台運動公園トイレ内の落書きについて
- ・北部学校給食センターの建設について

事務局 次回の教育委員会定例会は、平成28年6月20日(月)
午後1時30分から教育委員会室でお願いします。

委員長 他によろしいでしょうか。それでは、これで第6回松阪市教育委員会定例会を閉会いたします。